

原油価格・物価高騰の影響を受けている小規模事業者を支援します！ 【津久見市小規模事業者物価高騰等対策事業支援金】

新型コロナウイルスや社会情勢による原油価格・物価高騰の影響により、事業活動に大きな影響を受けている市内の小規模事業者の方を対象に、事業全般に使える返済不要な支援金を給付いたします。この支援金は使途の制限はありません。

【支給要件】

原油価格・物価高騰の影響により、令和4年4月から9月までの合計収益高^(※1)の1月の平均(6で割った額)が平成30年または令和元年の年間収益高の1月の平均(12で割った額)と比較して減少している小規模事業者

※令和2年1月以降に開業した者で平成30年または令和元年との比較ができない場合は、令和4年3月以前の連続した任意の6月の1月の平均(6で割った額)または令和4年4月と5月の合計収益高の1月の平均(2で割った額)と比較する。

(※1)収益高…収入金額から仕入金額と必要経費を除いたもの。ただし、個人事業主の場合は必要経費のうち、専従者給与は含まない。

【支給額】 1事業者につき

減少率が10%未満

⇒ **10万円**

減少率が10%以上

⇒ **15万円**

【支給対象】 下記の①～⑤のすべてに該当する方が支給対象となります。

①従業員の数が20名以下(商業またはサービス業の場合は5名以下)の小規模事業者で下表の業種の事業を営んでいること

【総務省】日本標準産業分類(平成25年10月改定)
C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業(中分類43～48) I 卸売業、小売業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業(中分類73～74 ※広告業、技術サービス業) M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業(中分類82 ※学習塾など) P 医療、福祉(中分類83 ※病院、歯科診療所、助産、療術、医療サービスなど) Q 複合サービス業(小分類872 ※事業協同組合) R サービス業(中分類88～92 ※廃棄物処理、自動車整備、機械等修理など)
※政治・経済・文化団体、宗教上の組織・団体等は対象外

②令和4年4月1日以前から市内において事業を営んでいること

③今後も事業を継続する意思があること

④令和元年度以前の市税等を滞納していないこと

⑤暴力団員でないこと。暴力団や暴力団員と密接な関係を持たないこと

【申請方法】 申請書類を下記提出先に提出してください。

①交付申請書兼誓約書兼請求書(第1号様式) ②計算書(第2号様式)

③計算書に記入した売上を確認できる資料

(例：確定申告書の収支内訳書、試算表、売上台帳・・・など)

【申請期間】 令和4年10月3日(月)～令和5年1月31日(火)

※支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。

※様式については、津久見市ホームページ上および市役所にて準備しています。

※詳細については、津久見市ホームページをご確認いただくか、下記お問い合わせ先までご確認ください。

【提出先・問い合わせ先】 津久見市 商工観光・定住推進課

TEL:0972-82-9542